

端末販売業務委託に係る公募型プロポーザル 質問書及び回答

項番	資料名	頁	記載箇所	質問	理由・意図等	回答
1	業 務 仕 様書	2	4(2)	前回の実績として、いつ、どれくらいの台数の注文があったかを教えていただくことは可能でしょうか？	仕入関係の調整で可能であれば知りたいです。	今年度からの事業のため実績はありません。 業務仕様書 2 頁「4 販売する端末(2)想定数量」内の県立高等学校等の推奨 OS 設定状況により見込んでください。
2	業 務 仕 様書	3	6(2)	チラシに割り振る個別コードは、学校単位の個別コード（A 学校用個別コード、B 学校用個別コードなど）という認識で間違いないでしょうか？	もし一人ひとりに個別コードを割り振るとなった場合、サイトの開設準備やチラシ印刷など工数がいふかかってしまうため、確認をさせていただきました。	問題ありません。
3	業 務 仕 様書	1	販売する端末	「故障修理・保険 3 年または 4 年保証を選択できる事」 こちらは Windows・Chromebook、販売商品全てで選択できる事が必須でしょうか？ ■別資料「端末販売業務協定 公募型プロポーザル実施要領」→3 ページ目→ア 端末スペック表→内容→5 行目記載内容・Windows、Chrome は 65,000 円以下（税込）（本体+3 年保証+送料）以下の機種を提案することと記載の為、3 年保証が必須、商品・販売方法により 4 年が選べる、という認識でよろしいでしょうか？	必須提案機種価格では 4 年保証が難しくなります。また、4 年保証を付けられるメーカー・商品・販売方法が限定的な為の質問となります。	iPad も含めたすべての機種で、3 年または 4 年保証を選択できることが必須です。 なお、必須提案機種価格については実施要領 3 頁「4 プロポーザル実施の手続」「(4)企画提案書等の提出ア端末スペック表」により 3 年保証での価格であることを申し添えます。
4	業 務 仕 様書	1	販売する端末	「故障修理・保険 3 年または 4 年保証を選択できる事」 4 年保証加入は店頭販売に限られる為、WEB で 4 年保証を選択された場合近隣店舗への来店を促す運用を行ってよろしいでしょうか？また、3	弊社では WEB 販売時に加入いただける長期保証が 3 年のみとなっております。WEB 上に 4 年保証の金額・内容を掲載は可能ですが、お会計は店頭で行っていただく必要がある為の質問、となります。また、3 年・4 年では同一の保証対応がで	問題ありません。 運用・保証内容を含め提案願います。

				年・4年保証では補償内容が異なりますがよろしかったでしょうか？	きかねる為の質問となります。	
5	業 務 仕 様書	2	販売する端 末	③IPAD 3年保証の取り扱いが無い為、WEB販売では2年4年の対応となります。店頭販売の際は、月払いで希望期間、保証を受けられるサービスが提供可能です。こちらの対応とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか？	弊社取り扱いのアップル製品保証が上記となる為の質問となります。	項番4と同じ
6	業 務 仕 様書	2・3	想定数量	リスト内 推奨 OS 記載 ・ WindowsOS,ChromeOS ・ WindowsOS,IpadOS ・ WindowsOS,ChromeOS,ipadOS こちらの複数 OS が記載している学校の正確な数量決定はいつになるのでしょうか？	決定時期により、商品手配可否が変わる為の質問、となります。	学校として複数の OS を推奨としているものです。 各端末の数量については業務仕様書2頁「4販売する端末(2)想定数量」内の県立高等学校等の推奨 OS 設定状況により見込んでください。
7	業 務 仕 様書	3	販売期間	・販売期間は令和8（2026）年2月28日から令和9年（2027年）2月28日までとすること 上記期間のWEB販売継続は必須でしょうか？また、令和8（2026）年6月以降、商品・価格を改定する事も可能とするについて、その際の商品は今回の指定価格に沿う必要はあるのでしょうか？	購入が少ない期間のWEB販売継続は難しい為、の質問となります。令和8（2026）年6月以降は店舗にお越しいただく運用をお願いしたいと考えております。また、今後の商品価格が想定できない為、今回の指定価格に沿った商品をご用意する、というお約束は難しい為の質問となります。	必須です。 また、業務仕様書3頁「4販売する端末(5)販売期間」により県と協議の上、対応いたします。
8	業 務 仕 様書	3	チラシ作成	(2)チラシには、1枚ごとに個別コード（数字、文字など）を割り振る事 (3)入学予定者数約 11,500 部用意し、令和8(2026)年2月中旬以降各県立学校へ送付すること。 (2)について	個別コードの送付先までの管理は難しい為、質問となります。 また、作成・印刷予定を確認したい為、質問させていただきました。	学校ごとにコードを割り振る方法を検討しております。（項番2と同） 送付部数の決定は協定締結後1月中旬に決定する予定です。

				個別コードは記載のみで、どの学校にどのコードが配布となっているかは不明でよろしいでしょうか？※複製等の不正防止を目的と認識 (3)について 各県立学校様毎の送付部数の決定はいつ頃になるでしょうか？		
9	実 施 要 領	3	(4)企画提案書等の提出	デモ機を持参または送付すること デモ機を2ページ記載の日時に合わせ持参を予定しておりますが返却予定日が決まっておりますら教えていただけますでしょうか。	デモ機の手配が必要な為、質問となります。	決まっておりますませんが、12 月中の返却を予定しております。
10	業 務 仕 様書	1	本業務の内容	(2) 栃木県専用の EC サイト（端末販売サイト）を提供する こちら、既存サイトとは別に、新たにサイトを構築することが必須でしょうか？独立の別サイトではなく、既存の自社サイト内に専用ページを設ける運用は許容されますでしょうか？	現状自社サイト内に専用ページを設けることを想定している為の質問となります。	問題ありません。
11	業 務 仕 様書	4	EC サイト	画面構成：利用する EC サイトのトップページは協定事業者と協議の上、カスタマイズ可能であること。 こちら、「EC サイトのトップページ」とは何を指しますでしょうか？	自社サイト内に専用ページを設けたとして、その専用ページの内容をカスタマイズ可能か？との要件であれば可能ですが、自社サイト自体のトップページをカスタマイズすることは想定していない為の質問となります。	作成いただくチラシに記載される URL の該当ページを想定しております。
12	業 務 仕 様書	4	EC サイト	サイト性能：個別コードを入力する等により、購入者を特定できるようにすること こちらの目的は ・対象外者からの注文を防ぐこと ・学校別、端末別に販売数を把握すること	現状自社サイトには注文時にコード入力ができるような機能がありませんので、代替策を検討する為の質問となります。また、対象外者からの注文を防ぐ手立てとしてどのような運用が求められるか？についても知りたく、併せてご質問させ	個別コードの目的についてお見込みのとおりです。販売方法のスキームについては提案願います。

				と思われますが、注文時の個別コード入力が推奨されますでしょうか？注文時には入力せず、注文後ご注文者様へメール送信し個別コードをご回答いただく、弊社側でご注文者・個別コードを紐づけ、学校別・端末別の販売数報告をする運用は許容されますでしょうか？ 個別コードを回答いただけた方のみ出荷、回答いただけなかった方へは状況（注文数による）により複数回メール送信、最終的に未回答の方は注文キャンセルを想定しております。こちら問題ございますでしょうか？ また、ご注文者様からの生徒手帳や合格通知のご提示（店舗）・FAX/メールでのご提出（EC）を求める必要はない、でお間違いないでしょうか？⇒対象新入学生のご購入であるか否かのエビデンスは、個別コードで担保する認識で宜しいでしょうか？	ていただきました。 【注文時入力のメリット・デメリット】 ・メリット：ご注文者様の手間軽減 ・デメリット：個別コードを知り得た者は誰でも注文できてしまう 【注文後メール回答のメリット・デメリット】 ・メリット：対象外者からの注文抑制（注文後個別コードの回答要、できない場合はキャンセルをチラシに明記する） ・デメリット：ご注文者様の手間増 いずれにしても、専用ページの URL を知った方であれば対象外者からの注文が可能をどこまで許容するか？の問題になると思われます。	
13	業 務 仕 様書	4	EC サイト	その他：低所得者世帯への支援実施について 「通常 EC サイトとは別に～」と記載いただいております。先述のご質問と重複いたしますが、こちら、既存サイトとは別に、新たに別サイトを構築することが必須でしょうか？独立の別サイトではなく、既存の自社サイト内に専用ページを設ける運用は許容されまでしょうか？許容された場合、通常の専用ページと同商品を別価格（支援金相当額を差し引いた価格）で表示・購入いただくための別の専用ページをご用意することは	低所得者世帯様の支援が実施された場合の運用を検討する為の質問となります。	問題ありません。 支援については現在も検討中ですが、URL 等の伝達方法は本業務の中に含まれません。

				可能です。しかしながら、専用 URL の対象者様への伝達方法など、県・弊社間での要検討項目はあると考えます。		
14	業 務 仕 様書	5	サポ ー ト デ スク	生徒・保護者からの購入等に係る問い合わせに対応するサポートデスクを設置すること サポートデスクに求められる対応内容を詳しくご教示いただけますでしょうか？購入前の商品仕様説明や購入後の使用方法説明についても含まれる想定でしょうか？本件専用のサポートデスク設置は難しい為、下記対応でよろしいでしょうか？EC サイト→下記記載のサポートセンター店舗購入→購入店舗への問合せ	弊社 EC サイトでは、サポートセンターを設けフリーダイヤルにてお客様対応をしております。 今案件についても、納期や支払方法等についてのご質問であれば既存のフリーダイヤルにて対応可能と思われますが、それ以外どこまでこのサポートデスクでの対応を見込んでいるか知りたいための質問となります。	対応内容について購入に係る問合せについては対応願いますが、その他については提案願います。 業務仕様書 5 頁「8 サポートデスク（購入等に係る問合せ対応）」により、専用のサポートデスクを新設する必要はありません。
15	業 務 仕 様書	1	販 売 す る 端 末	「故障修理・保険 3 年または 4 年保証を選択できる事」 長期保証にご加入いただくためには、店舗・EC とも会員登録が必須となりますが問題ないでしょうか？	弊社の長期保証は、店舗・EC ともに会員登録・ログイン後の注文 (EC) が必須となる為の質問となります。	問題ありません。
16	業 務 仕 様書	1	本 業 務 の 内 容	3 本業務の内容 (2) 協定事業者は、生徒・保護者が円滑に購入できるようにするため、栃木県専用の EC サイト（端末販売サイト）を提供する（店舗販売は必須ではない）。また、サポートデスクを設置する。 IPAD に限り、店頭購入時は販売店舗が決まっています。販売店舗の告知はチラシ上に記載でよろしいでしょうか？	EC 購入時には関わらない内容ですが、お客様にご迷惑をお掛けしない為の確認となります。	問題ありません。
17	業 務 仕	2・3	(2)想定数量	(2)想定数量①	(2)想定数量①	(2)想定数量①

	様書		(5)販売期間	「必須提案機種」のほか「任意提案機種」も提案したいのですが、「任意提案機種」は台数限定のご案内でもよろしいでしょうか。 (2)想定数量② 【県立高等学校等の推奨 OS 設定状況（令和 7（2025）年 10 月）】にて想定数を表記されていますが、「WindowsOS、ChromOS、iPadOS(定員 4,440 人)」部分において、学科単位の詳細な OS 内訳数も把握されていると思います。それらを教えていただくことは可能でしょうか。 (5)販売期間 「※ただし～、EC サイト掲載の商品・価格を改定することも可能とする。」とありますが、性能・価格が変わらなければ、機種そのものが変更になってもよろしいでしょうか。	「任意提案機種」は受注生産品ではなく、大量数の確保が難しいため。 (2)想定数量② どの OS を何台用意すればいいか把握したいため。 (5)販売期間 時間経過により現在の提案機種は生産終了になり用意不可となる可能性が高いため、別の機種を案内することになります。	問題ありません。 (2)想定数量② 項番 6 と同じ。 (5)販売期間 業務仕様書 3 頁「4 販売する端末(5)販売期間」により県と協議の上、可能です。
18	業 務 仕 様書	4	EC サイト部分	7 EC サイト 項目 セキュリティ 「検索エンジンによるインデックス登録を禁止し、URL を知る者のみが閲覧可能とすること。」とありますが、本項目に関しては事業者側が取れる対策を実施する、という趣旨でよろしいでしょうか？	EC サイト構築時にインデックス登録を禁止するような対策（noindex や robots.txt への disallow の記載等）を講じたとしても、Google 等クローリング式の検索エンジンは、サイト運営者側でのインデックス禁止対策を 100%順守してくれる保証が無く、運営者側の意図に反し検索エンジンで表示される可能性がございます。【URL を知る者のみが閲覧可能とすること】、に対して事業者側の対策のみでは結果の保証が不可能です。	問題ありません。
19	業 務 仕 様書	1・2	4 販売する端末 (1) 想定ス	■ Windows・Chrombook とともに 端末の仕様について	利便性や、長期で使っていける性能・仕様、としての提案。	端末の仕様について 実施要領 5 頁「5 協定締結候補者の審査方法(2)審

			ペック	タッチペンやタッチパネルの言及がありませんが、それらの有無(標準添付)や、「有」の場合、その性能(ペンやパネルの性能の高さ、ペンの本体収納などの利便性)を、評定のプラス要素として評価いただけますでしょうか？ 同様に、本体搭載の外部接続端子(USB Type-A や HDMI Type-A など)の有無など、拡張性ある端末を提案した場合は評定のプラス要素として評価いただけますでしょうか？ ■Windows・Chrombook・iPad ともに 故障修理・保険について 記載要項のほか、修理時の金額や回数、保障対象の内容(通常故障のほか、水没、盗難、紛失など)は評定のプラス要素として評価いただけますでしょうか？		査観点」により、価格と共に機能やその性能等については総合的に評価いたします。 故障修理・保険について 実施要領 5 頁「5 協定締結候補者の審査方法(2)審査観点」により、保証条件の広さ、利用しやすさについて評価いたします。
20	業 務 仕 様書	3	(4)領収書	(4)領収書 希望者には以下の項目を記載した領収書を発行すること。 ・領収日・購入した商品やサービスの金額内訳・販売事業者名とありますが、EC サイト上での購入で、コンビニ決済をご選択の場合、領収書発行はコンビニ側となる為、上記明細・販売事業者が記載されません。販売事業者側の購入証明書・納品書等の補追書類で対応をお許しいただけないでしょうか？	決済システム上の問題の為 仕様書 7 EC サイトの部分ではコンビニ決済時は領収書発行義務から除外いただいておりますが、上記項目では除外いただいておりますので質問いたしました。補助対象者様がご購入で、明細必要なケースは上記明細書等に対応したく思います。	問題ありません。運用も含め提案願います。
21	業 務 仕	3	イ 過去実績	EC サイト基盤において、一部業務を委託先と協	EC サイト基盤を委託先と協業している為	問題ありません。

	様書		表	力して実施する為、委託先の過去実績の記載でも問題ないか		
22	業 務 仕 様書	1	3 本業務の内容	(2)に栃木県専用の EC サイトの提供とありますが、EC サイトは、1 サイトのみの用意で問題ないでしょうか？ それとも、推奨 OS 毎にサイト構築したほうがよろしいでしょうか？	提案金額を設定する上で、サイト構築数の確認をさせていただきます	問題ありません。 なお、1 サイトのみの開設の場合は、業務仕様書 4 頁「7 EC サイト その他」への対応を提案願います。
23	業 務 仕 様書	3	4 販売する端末	(4)領収書について サイト上では、領収書の個別発行ができず、クレジットカードや、その他電子決済時に発行される明細書を領収書として、扱っていただくことは可能でしょうか。	領収書の発行必要性の有無を確認したい為	コンビニ払いを除いて領収書発行は必須となります。
24	業 務 仕 様書	3	6 チラシ作成	(2) チラシには、1 枚ごとに個別コード（数字、文字など）を割り振ること。 とありますが、EC サイトごとに個別コードを割り振る方法でも問題ないでしょうか？ 例) 開設するサイトが 2 サイトの場合、それぞれのサイト毎に個別コードを設定	当社が提供するプラットフォーム上では、サイト毎に個別コードを発行しており、購入者の特定については、別の方法で対応している為。	学校ごとにコードを割り振る方法を検討しております。（項番 2 と同）
25	業 務 仕 様書	4	7EC サイト	・個々の商品ごとにその時点での納期の目安を表示すること。 とありますが、どのように表示することを想定しておりますでしょうか？ EC サイトトップページに、コメントとして表示する形でも問題ないでしょうか？	表示方法について確認したい為	問題ありません。
26	業 務 仕 様書、端		項目「故障修理・保険」	各機種の項目「故障修理・保険」の想定スペック記載に「保証なし、3 年または 4 年保証を選択で	「保険」と「保証」では意味が異なるため	いずれも、端末の破損など、未来に起こる障害に対する対応の意味で使用しております。

	末 スペック表 (必須提案)(別記様式 4)、 端 末 ス ペ ッ ク 表 (任 意 提 案 機)(別記 様式 5)			きること」とあります。 項目では「保険」、想定スペックでは「保証」と異なる記載がありますがどちらが正しいでしょうか？		
27	業 務 仕 様 書 端 末 ス ペ ッ ク 表 (必 須 提 案 機)(別記 様 式 4) & 端 末 ス ペ ッ ク 表 (任 意 提 案 機 種)(別記 様 式 5)			①スタイラスペンに関して、メーカー純正品が標準搭載されている場合は加点評価の対象となりますでしょうか。 また、標準搭載によって加点対象となる場合、ペンの種類（アクティブタッチペン、パッシブペンなど）や、端末本体への収納可否によっても加点評価の対象となりますでしょうか。 ②端末に標準搭載されている USB 端子の種類や数、HDMI 端子の搭載可否は加点評価の対象となりますでしょうか。 ③端末のタッチパネル機能は必須でしょうか。 ④各 WindowsOS・ChromebookOS・iPadOS の台数と割合をご教示いただけますでしょうか。	該当機種・最良機種選定確認のため	①② 実施要領 5 頁「5 協定締結候補者の審査方法(2)審査観点」により、価格と共に機能やその性能等については総合的に評価いたします。 ③ 業務仕様書 1 頁「4 販売する端末(1)想定スペック」により必須としておりません。 ④ 項番 6 と同じ